

埼玉県身体障害者福祉法第15条第2項の規定による  
医師の指定審査基準要領

(目的)

第1 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師について、国の定めた規則に基づき指定にかかる審査の基準を明確に規定し、この医師の指定を適正かつ効率的に行い、もって身体障害者福祉の増進に資することを目的とする。

(指定基準)

第2 医師の指定にかかる審査基準は、次のとおりとする。

(1) 埼玉県内において開業し、または、病院もしくは診療所において勤務する医師で、原則として、病院又は診療所において、第3に掲げる各障害の医療に関係のある診療科の診療に5年以上専ら従事している者とする。

(2) 身体障害者の福祉に理解を有し、かつ、指定を受ける障害区分についての研究業績又は診療実績を十分に有していること。

(診療科名)

第3 各障害に該当する診療科名は、原則として次のとおりとする。

| 障 害 区 分   | 診 療 科 名                                   |
|-----------|---|
| 視覚障害      | 眼科  |
| 聴覚障害      | 耳鼻咽喉科                                     |
| 平衡機能障害    | 耳鼻咽喉科・神経内科・脳神経外科・リハビリテーション科               |
| 音声・言語機能障害 | 耳鼻咽喉科・気管食道科・神経内科・リハビリテーション科・脳神経外科・内科・形成外科 |
| そしゃく機能障害  | 耳鼻咽喉科・気管食道科・神経内科・形成外科・リハビリテーション科          |

|                  |  |
|------------------|--|
| 肢体不自由            | 整形外科・外科・内科・小児科・呼吸器科・<br>神経科・リハビリテーション科・脳神経外科・<br>呼吸器外科・小児外科・放射線科・神経内科・<br>リウマチ科・形成外科 |
| 心臓機能障害           | 内科・小児科・循環器科・外科・心臓血管外科・<br>小児外科・リハビリテーション科  |
| じん臓機能障害          | 内科・小児科・循環器科・外科・泌尿器科・<br>麻酔科・小児外科   |
| 呼吸器機能障害          | 内科・小児科・呼吸器科・気管食道科・外科・<br>呼吸器外科・小児外科・リハビリテーション科                                       |
| ぼうこう又は<br>直腸機能障害 | 泌尿器科・外科・小児科・小児外科・内科・神経<br>内科・産婦人科(婦人科)・消化器科(胃腸科)                                     |
| 小腸機能障害           | 内科・消化器科(または胃腸科)・小児科・外科・<br>小児外科  |
| 免疫機能障害           | 内科・呼吸器科・小児科・産婦人科・外科<br>(注)エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。                                   |
| 肝臓機能障害           | 内科・消化器内科・肝臓内科・外科・消化器外科<br>・移植外科・腹部外科・肝臓外科・小児科・小児<br>外科                               |

#### (指定)

第4 第3において、複数の障害区分を担当することができる診療科の医師については、その者が最も専門とする障害について指定し、身体障害者福祉法に定める診断書を交付できるものとする。

ただし、複数の障害区分について、それぞれ十分な経歴、専門性があると認められる場合には、複数の障害区分について指定し、身体障害者福祉法に定める診断書を交付できるものとする。

#### (研修)

第5 本要領により埼玉県指定を受けた医師は、指定を受けた後に行わ

れる直近の県が主催する診断書の作成のための研修会による研修を受けることとし、以後、5年に1回以上同研修会による研修を受けなければならない。

**(その他)**

第6 この要領に定めるもののほか医師の指定に係る審議に関して必要な事項は、埼玉県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の意見を聴いて定める。

附 則

この要領は、平成14年 3月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年 6月10日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年 1月 8日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3年 1月18日から適用する。